

「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）・金融分野の主な施策

◆ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

・ 金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、以下の取組を実施。

- ① 監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組を定期的に公表・周知。
- ② 金融モニタリング基本方針に基づき、債務者の事業性を重視した融資を促すとともに、小口の資産査定に関しては金融機関の判断を極力尊重。

・ 地域活性化支援機構(REVIC)において事業再生や地域活性化の支援が一層効果的に進められるよう、同機構の出資機能強化も含め、必要な機能を拡充。

- 〔 I. 競争力強化策－ 1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等－ (4) 金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し
4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮－ (3) 中小企業・小規模事業者の革新<再掲> 〕

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

中小企業・小規模事業者や創業を志す者が思い切った事業展開や早期事業再生を図れるよう、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・利用促進。

- 〔 I. 競争力強化策－ 4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮－ (3) 中小企業・小規模事業者の革新 〕

◆ ヘルスケア施設向けの資金供給の促進

高齢化社会に対応したヘルスケア施設の質・量両面での充実を図るため、ヘルスケア・リートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給を促進。

- 〔 I. 競争力強化策－ 1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等－ (1) 競争力強化に資する設備投資等の促進、
II. 女性・若者・高齢者向け施策－ 3. 高齢者等への支援<再掲> 〕